

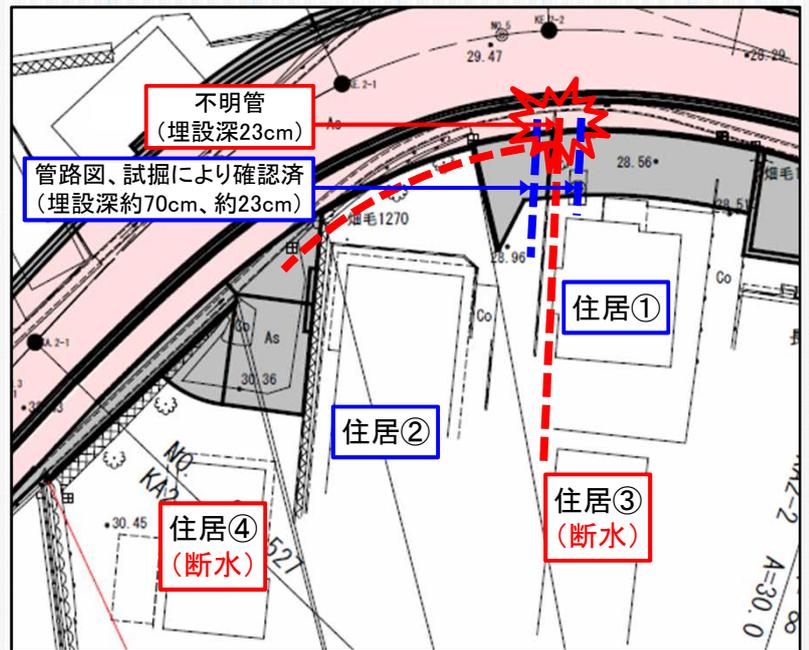
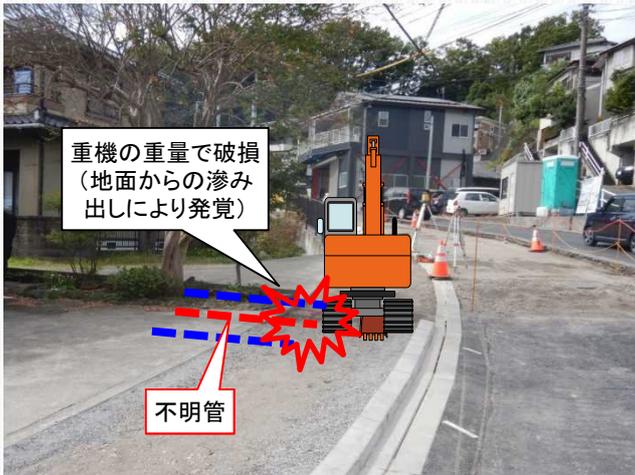
工事事故防止行動計画 ニュースレター

工事事故「0」を目指して

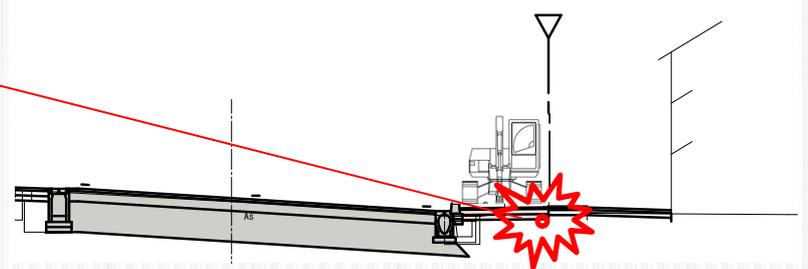
今回は、10月に発生した舗装工事での掘削時の水道管破損事故の紹介です。埋設物損傷事故は、令和3年度の事故実績で約7割を占める物損のうち約5割を占めることから、施工上特に注意する必要があり、埋設物損傷事故の削減が事故の減少に大きくつながります。

歩道部の路盤施工に伴う掘削中に、重機の重量で水道引込管を破損

【令和4年10月18日事故発生】



水道管破損状況



事故概要

歩道部の舗装工事に伴う路盤施工のための掘削時に、走行中の重機の重量により地中の上水道引込管(Φ13塩ビ管)を破損した。

事故原因

- 問題点① 町から水道管の管路図を入手し、立会不要との回答を得ていたため、水道管は管路図の位置にしか埋設されていないと認識してしまい、道路から離れた住居の配管ルートの確認を行わなかった。
- 問題点② 同箇所道路改良工を実施した施工業者との連携が不十分で、埋設物の位置に対する適切な情報共有をしていなかった。
- 問題点③ 道路占用基準を満たさない深さ(23cm)に不明管が埋設されていることに対するリスク管理が不十分だった。

再発防止策①

道路から離れたお宅についても、本管供給範囲の地下埋設物の聞き取りを確実に行う。

再発防止策②

先行工事(道路改良工)を実施している会社との間で、埋設物に対する詳細な情報を引き継ぐ。

再発防止策③

浅い位置に水道管が埋設されているリスクを考慮しながら、調査及び施工を実施する。

「静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル」について

工事検査課では、地下埋設物の損傷事故を防止して工事事故全体数の減少につなげるため、令和4年11月に「静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル」を策定しました。

本マニュアルを活用して、日頃の「ヒヤリハット」を察知するとともに、KY活動等に反映して工事事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

施工段階における受注者の作業手順

(マニュアルから抜粋)

① 工事現場において影響する地下埋設物の現地調査(種類、位置、管理者)を実施し、その取り扱い方法について施工計画書に明示

② 埋設物管理者及び監督員(及び必要に応じ河川又は道路管理者)に協力(必要に応じて立会)を求めて埋設物の確認を行う

③ 埋設物管理者が不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督員(及び必要に応じ河川又は道路管理者)に協力(必要に応じて立会)を求めて試掘を実施

④ 埋設物の位置が不確実な箇所は人力による施工器具又は手掘りで試掘する

⑤ 埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、埋設物の保護・補強等について、埋設物管理者と協議し、埋設物の保安措置を講じる

本件における対応と問題点

町から管路図を入手し、施工箇所付近で水道管の存在を把握した

→ 施工計画書に具体的な取り扱い方法まで明示すべきだった。

水道管の管理者(町)から立会不要の回答を得た

→ 先行工事(道路改良工)を実施した業者からも埋設物の状況を聞き取るべきだった

試掘により水道管の位置を確認した(埋設深約70cm、約23cm)

→ 占用基準を満たさない深さで水道管が発見された時点で、発注者と対応を協議すべきだった

掘削のため重機を移動したところ、重機の重量により地中の不明管を損傷した

→ 不明管を含め、管路図のとおり埋設されていないリスクを考慮した施工方法を検討すべきだった

工事検査課より

今回の事故について、マニュアルに基づいて対応と問題点を検証してもらいました。検証の結果、マニュアルに基づく対応が不十分なところがあり、事故につながったと考えられます。

この検証結果も参考に、今後の安全対策の徹底をお願いします。